

ほ場整備（福島再生加速化交付金）事業について

1 ほ場整備事業とは

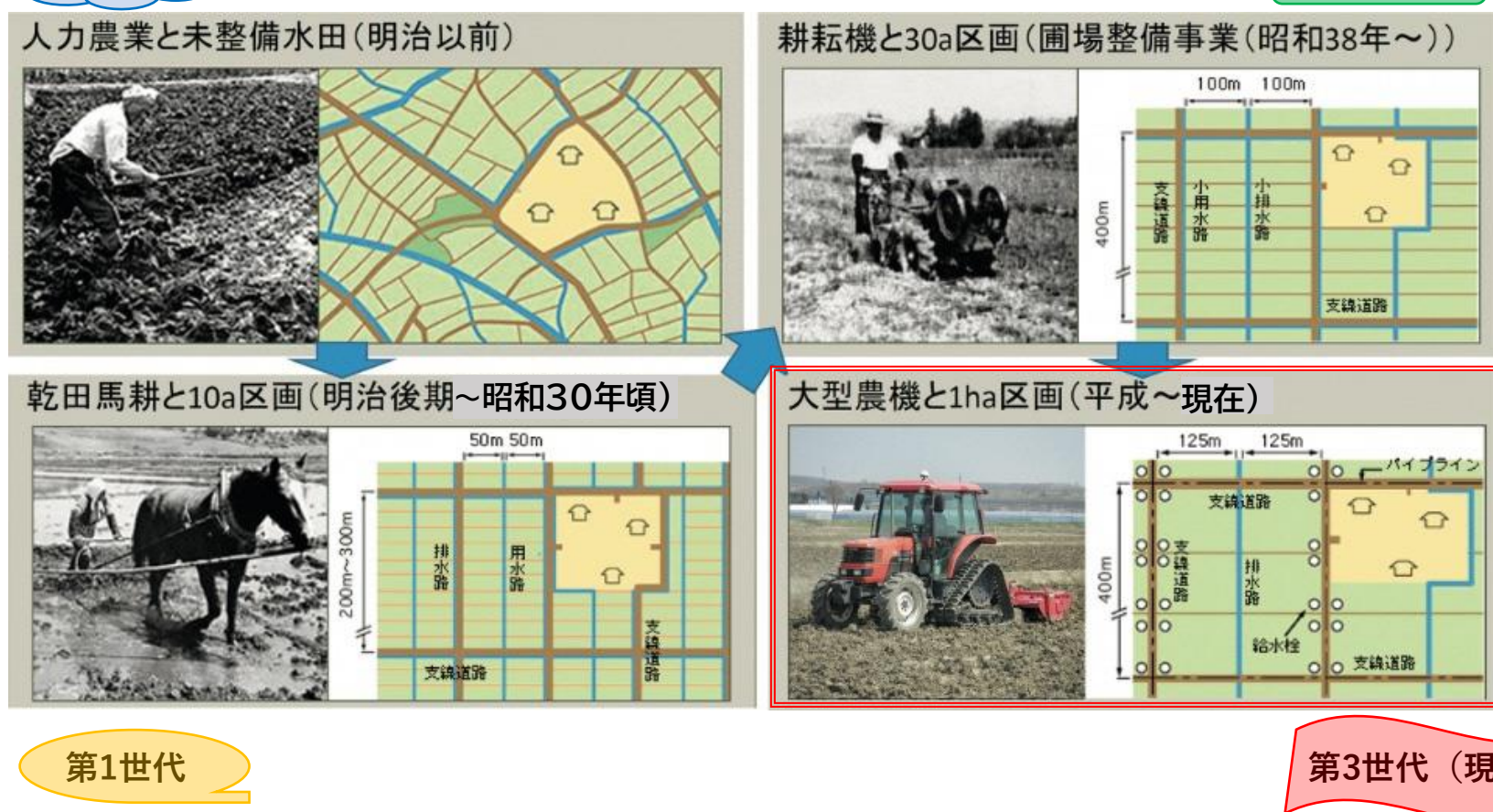
不整形や小さな農地を集め、大区画化して形を整えるのと合わせて、農道や用水路（パイプライン等）などを整備し、営農をしやすくする事業です。

津島地区においては、一部地域で昭和40年代から平成にかけて農地基盤整備事業が実施されています。

近年は農機の大型化や担い手への集約が進んでおり、浪江町内でもほ場整備を実施して担い手に農地を集約し、各地権者は賃料収入を得る動きが加速しています。

旧来

第2世代



2 ほ場整備による効果等

- (1) 大型機械の導入が可能となり、作業効率が向上します。
- (2) 点在していた農地を、所有者や耕作者ごとに集約できます。
- (3) 水田の畑利用を想定した整備により、効率的な土地利用（水田の汎用化）が可能です。
- (4) 効率の良い農地を整備することにより、少子高齢化で自作営農が困難となった農地について、担い手農家への賃借が容易となり、耕作放棄を避けるだけでなく、地権者の方は賃料収入も期待できます。

3 県営ほ場整備事業（福島再生加速化交付金）の実施条件

- (1) 受益面積が、20ha以上（ほ場整備後の農地区画整理面積）であること。
- (2) 担い手への農地面的集積率が受益面積の20%以上増加すること。
- (3) 事業に係る費用よりも事業の効果が大きいこと。

4 県営ほ場整備事業（福島再生加速化交付金[※]）の負担等

- (1) 福島県再生加速化交付金を活用した場合、通常掛かる受益者負担金（事業費の12.5%）は免除され、負担金なしで整備できます。
- (2) 但し、事業にかかる換地等の事務にかかる経費（事業費の2%相当額）については、受益者負担となります。
- (3) 事業実施後には、加速化交付金により10年間の賃借料相当額について補助が受けられます（担い手に利用権設定した場合）。このため、長期にわたり賃借料が保証され安定的な収入が得られます。事務負担金を上回る見込みです。

※福島再生加速化交付金によるほ場整備事業については、令和7年度着手までとされています（令和6年1月現在）
このため、令和8年度以降については、一部運用が変更となる可能性があります。